

# 住居確保給付金のご案内

休業等に伴う収入の減少により、家賃の支払いに困り、住居を失うおそれが生じている方々について、  
原則3か月、最大9か月、家賃相当額を自治体から家主さんに支給します。

(これまで)

- ・ 対象：離職・廃業から2年以内の方
- ・ 要件：ハローワークへの求職申し込みが必要

## 対象の拡大 (4月20日～)

休業等により収入を得る機会が減少し、  
離職等と同程度の状況にある方も対象

## 更に使いやすい制度へ (4月30日～)

ハローワークへの求職申し込みが不要に

### 主な給付要件チェックリスト

項目				チェック欄
離職・廃業をした日から2年以内、またはやむを得ない休業等により、収入を得る機会が減少していますか？				<input type="checkbox"/>
世帯の収入・金融資産が下記の表の金額を超えていないですか？ (坂戸市の場合)				<input type="checkbox"/>
	単身世帯	2人世帯	3人世帯	
世帯収入額(月額)	11.5万円	15.9万円	18.8万円	
金融資産額	46.8万円	69万円	84万円	
※家賃額が下記の上限額を超えている場合は、上限額の支給になります				
	単身世帯	2人世帯	3人世帯	
支給家賃額(上限額)	3.7万円	4.4万円	4.8万円	
上記の状態になる前に、世帯生計を主として維持していましたか？				<input type="checkbox"/>

○すべての項目にチェック✓が付いた方

住居確保給付金の受給資格を満たす可能性が高いため、  
坂戸市自立生活サポートセンターに相談してください。



# よくあるお問い合わせ

Q.「離職又は事業を廃止した場合と同等程度」とはどういうことですか？

A.本人の責めによらない理由により、勤務日数や勤務時間が減少した場合や、就労の機会が大幅に減少した場合を指すもので、例えば以下のような場合を想定しています。

(例1) スポーツジムが一部休業することとなり、週4～5日活動していたところ週2～3日程度以下となったスポーツジムインストラクター

(例2) 参加予定であった海外からのゲストを招いた2週間のイベントが自粛のため中止となったフリーの通訳者

(例3) アルバイトを2つ掛け持ちしている者において、景気の悪化により1つの事業所が休業となり、シフトがなくなった。

(例4) 自粛により宿泊のキャンセルが相次いだ旅館業を営む者

なお、上記は目安で、具体的にはお問合せください。



Q.「離職又は事業を廃止した場合と同等程度」の確認方法は  
どうすればいいのでしょうか？

A.雇用労働者の場合は、労働条件が確認できる労働契約書類と勤務日数や勤務時間の縮減が確認できる雇用主から提示されたシフト表等。

個人事業主においては、店舗の営業日や営業時間の減少が確認できる書類や、請負契約により収入を得ている場合は、注文主からの発注の取り消しや減少が確認できる書類等とします。

社会福祉協議会で実施されている特例貸付が行われたことがわかる書類等も活用できます。

さらにこのような書類がない場合は申立書の活用も可能です。

Q.フリーランスで暮らしており、仕事が激減しました。  
住居確保給付金を受けられますか？

A.可能です。フリーランスや自営業の方については、本人の意向や状況に応じ、現在の就業形態を維持する形で経済的自立を目指すことは妨げられません。(申請時、ハローワークへの仮登録はお願いしています)

例えば、アルバイトなどの短期的な雇用で当面の生活費をまかなうといった対応も可能で、現在の就業を断念していただくものではありません。

ご相談は、坂戸市自立生活サポートセンターまでお気軽に